

○資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号） 別紙様式第9号

改正案	現行
<p>別紙様式第9号（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） 文 書 番 号 年 月 日</p> <p>商 号 代表者の氏名 殿</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 印</p> <p style="text-align: center;">登録の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった登録の申請については、下記理由により拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒 否 理 由</p>	<p>別紙様式第9号（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） 文 書 番 号 年 月 日</p> <p>商 号 代表者の氏名 殿</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 印</p> <p style="text-align: center;">登録の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった登録の申請については、下記理由により拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒 否 理 由</p>